

大隅～宮崎交流促進事業（スタンプラリー）業務委託
企画提案募集に係る質問に対する回答について

鹿児島県大隅地域振興局
総務企画部総務企画課

No.	質問内容	回答
1	仕様書3「業務内容等」(2)スポットの選定・調整に関し、選定したスポットの画像を各市町から提供いただくことは可能か。	スポットの画像を各市町から提供していただく場合、各市町と調整を行う必要があります。
2	仕様書3「業務内容等」(3)イ(ウ)に関し、ユーザー登録を必須とはせず、アプリが格納された端末単位で利用者を管理することも認められるか。(別端末へ引き継ぐためにはユーザー登録は必須となるが、同端末で使い続ける場合ユーザー登録が必須ではない。)	効果検証に必要な情報(年齢、性別、居住地、訪れたスポット等)及び景品の応募・発送に必要な情報が取得可能であれば管理方法は問いません。
3	仕様書3「業務内容等」(5)広報・周知に書かれたチラシについて、必要部数を見積もるにあたり、設置可能場所がいくつ程度あるか。	チラシを設置する場合、チラシ約4,000部を想定しております。また、設置箇所は委託者と協議の上、決定するものとします。なお、周知に効果的な部数及び設置箇所がある場合は御提案ください。
4	仕様書4「成果報告」の成果物について、記載の成果物以外の、デジタルスタンプラリーのシステムそのものは当社に帰属し、システム内に使用している委託者より提供された情報のみが委託者に帰属するものと考えて宜しいでしょうか。	その通りです。

5	7「参加申込方法」について、様式1参加申込書への押印は不要の認識で問題ないか。	その通りです。
6	11「契約について」に関し、締結する契約書について本件所定の契約書が公表されておらず、その内容は不明ではありますが、実施する業務と整合が取れる内容に契約書又は仕様書を修正することが可能か。修正不可の場合、特記事項の契約書への添付又は別途覚書の取り交わし等により必要な事項を定めることは可能か。	県の契約書の標準様式は別紙のとおりです。原則、仕様書に基づき契約を締結します。委託者との協議の上、必要に応じて契約時に仕様書の修正・変更を行うことがあります。
7	<p>実施要領</p> <p>4. 企画提案に係る参加資格</p> <p>(3) 県税の未税がないこと</p> <p>他県の事業者が参加する場合、所在する自治体が発行する「納税証明書」の提出で問題ないでしょうか。</p>	<p>所在する自治体が発行する「納税証明書」ではなく、鹿児島県が発行する「納税証明書」（県税について未納がないことの証明）が必要となります。</p> <p>※納税証明書は、各地域振興局・支庁で交付しています。</p>
8	<p>仕様書</p> <p>3. 業務内容等</p> <p>(2) スポットの選定・調整</p> <p>ア：スポットの選定について、グルメや体験、宿泊など想定されているスポットのジャンルなどがありますでしょうか。</p>	観光名所や道の駅等の公共性の高い施設を想定しています。その他、大隅地域への誘客及び周遊の促進に効果的なスポットのジャンルがありましたら御提案ください。
9	<p>仕様書</p> <p>3. 業務内容等</p> <p>(4) 当選者及び景品の選定</p> <p>本業務には、景品の発送業務も含まれますでしょうか。</p>	景品の発送業務も含まれます。

10	<p>仕様書 3. 業務内容等 (5) 広報・周知</p> <p>ア：広報PRツール(ポスター・チラシ・のぼり等)について、現時点で想定されている作成部数がありましたらご教示ください。</p> <p>エ：本業務の周知にあたり、投稿・拡散等の協力をいただける公式SNSアカウント(X、Instagram等)はございますでしょうか。あればアカウント名と媒体をご教示ください。</p>	<p>ポスター・チラシを設置する場合、ポスター約200部、チラシ約4,000部を想定しております。なお、周知に効果的なツール、部数、設置箇所がある場合は御提案ください。</p> <p>協力可能な公式SNSとして、Instagram(アカウント名：oh_sumi.kagoshima)、公式LINE(アカウント名：鹿児島県庁)がございます。</p>
11	<p>仕様書 3. 業務内容等 (8) アンケートの実施</p> <p>アンケートの実施にあたり、あらかじめ指定、または想定されている「質問項目」や「設問数」がございましたらご教示ください。</p>	<p>質問項目は年齢、居住地、目的、滞在日数、交通手段、情報の入手方法、スタンプを獲得した場所、費用、自由記述等、設問数は10問程度を想定しています。なお、質問項目や設問数は委託者と協議の上、決定することとします。</p>
12	<p>過去に大隅地域または周辺地域において、スタンプラリー等の周遊促進事業を実施した実績がございましたら、実施時期・参加者数等の開示いただける情報についてご教授をお願いいたします。</p>	<p>当局主催ではありませんが、令和6年8月1日(木)～10月31日(木)の開催期間で、約3,000人の参加をいただいたスタンプラリーの実績がございます。その他、大隅地域または周辺地域で実施したスタンプラリー等の周遊促進事業の実績は、各実施団体にお問い合わせください。</p>
13	<p>仕様書3(2)アにて、スタンプスポットは25ヶ所程度と記載がございましたが、宮崎県側の設置も想定されているかお伺いできればと思います。</p>	<p>本事業の目的は、都城志布志道路を活用し、大隅地域の観光スポットを網羅したスタンプラリーを実施し、宮崎県を中心にPRを行い、大隅地域への誘客及び周遊を促進することです。大隅地域への誘客及び周遊の促進に効果的なスポットがございましたら御提案ください。</p>
14	<p>仕様書3(3)イ(オ)にて、「スタンプの獲得、は二次元コード機能等を活用」と記載されていますが、GPSの位置情報を活用した方式等、他スタンプ獲得方式による運用も可能と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>その通りです。</p>

その3

業 務 委 託 契 約 書

収入
印紙

- 1 委託業務の目的
- 2 履行期限 年 月 日
- 3 業務委託料 一金
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金)
〔 () の部分は、受託者が課税業者である場合に使用する。〕
- 4 契約保証金
上記の委託業務について、委託者鹿児島県（以下「甲」という。）と受託者
(以下「乙」という。)との間において、次の条項により委託契約を締結する。
(総則)

第1条 乙は、別冊の仕様書及び図面に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

- 2 前項の仕様書及び図面に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。
(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4第1項に規定する流動資産担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りでない。
(再委託の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
(業務内容の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。
(履行期限の延長)

第5条 乙は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその理由を付して、甲に対して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。
(事情変更による業務委託料の変更)

第6条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため業務委託料の額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して業務委託料の額を変更することができる。
(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し、発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）

のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務を終了したときは、遅滞なく、甲に対して委託業務終了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務終了届を受理したときは、その日から 日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。

5 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、委託業務に係る目的物を甲に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、前条第5項の引渡しの日から起算して 箇月以内に判明した目的物の契約不適合を甲の指定する期限までに修補するものとする。

2 甲は、前項の契約不適合の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(業務委託料の支払)

第10条 乙は、第8条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、甲に対し業務委託料の支払を書面により請求するものとする。

2 甲は、前項の書面を受理したときは、その日から 日以内に業務委託料を支払うものとする。

(前払金)

第11条 乙は、連帯保証人を立てたうえ、甲に対して業務委託料の10分の 以内の前払金を請求することができる。

2 前項の保証人は、乙の債務不履行の場合の遅延利息その他の損害金の支払を保証しなければならない。

***参考：** 土木建築に関する工事の設計及び調査並びに測量に係る委託契約の前払金条項 (昭和53年4月19日付け 会計課長通知)

(前払金)

第11条 乙は、委託料の額が100万円以上の契約について、公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約 (以下「保証契約」という。) を締結して、甲に対して委託料の額の10分の3以内の前払金の支払を 書面により請求することができる。

2 乙は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に前

払金を支払うものとする。

(一部完了部分の引渡し)

第 12 条 委託業務の一部が終了し、かつ、可分であるときは、甲は当該部分の引渡しを、乙は当該部分に相応する業務委託料の額（以下「一部完了額」という。）を請求することができる。

2 前項の場合においては、第 8 条及び第 10 条の規定を準用する。

3 乙が前払金を受けている場合において、第 1 項の規定により請求することができる額は、前払金額に前項の規定により準用する第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定による検査に合格した完了部分の業務全体に対する割合を乗じて得た金額を第 1 項の額から減じたものとする。

$$\text{請求額} = \text{一部完了額} - \text{前払金額} \times \frac{\text{一部完了額}}{\text{業務委託料の額}}$$

(業務遅延に対する遅延利息)

第 13 条 乙がその責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の遅延利息の額は、履行期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、業務委託料の額（委託業務が可分のものであるときは、業務委託料の額から一部完了額を控除した額（その額が 100 円未満であるときはその額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。））に対して年 2.5 パーセントの割合で計算した額（その額が 100 円未満であるときはその額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第 14 条 甲がその責めに帰すべき理由により第 10 条第 2 項に規定する期間内に業務委託料の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払業務委託料の額に対して年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第 2 条及び第 3 条の規定に違反したとき。

(3) 前 2 号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかな

る名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあつては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）で

あると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

ク 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ 乙が、アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、業務委託料の額の 100 分の 10 に相応する額を違約金として、甲の指定する日時までに、支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると認めるときは、委託業務の一部完了部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、その一部完了額を支払うものとし、その支払金額は、甲乙協議して定めるものとする。

（前払金の返還）

第 16 条 前条第 1 項の規定により契約が解除された場合において、前払金を受けた乙は、前払金額から前条第 3 項の規定による支払金額を控除してなお余剰があるときは、その余剰額に利息を付して甲に返還しなければならない。

2 前項の利息の額は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、前項の余剰額（その額が 100 円未満であるときはその額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して年 2.5 パーセントの割合で計算した額（その額が 100 円未満であるときはその額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

（秘密の保持）

第 17 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

*参考： 委託業務が個人情報を取り扱う事務である場合の秘密の保持に関する条項
(平成 15 年 2 月 19 日付け 総務部長通知 平成 27 年 12 月 28 日改正)

(秘密の保護)

第 17 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）であるときは、「個人情報取扱特記事項（特定個人情報用）」）に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

(委託業務の調査等)

第 18 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約に関する紛争等の解決)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。(注 1)

この契約の締結を証するため、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。(注 2)

(注 1) の部分は、契約書について紙をもって作成する場合に記載する。

(注 2) の部分は、契約書について電磁的記録をもって作成する場合に記載する。

年 月 日

甲 鹿児島県

契約担当者 住 所

職・氏名

印

乙 住 所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印